



島根県報

令和7年7月1日（火）

号外 第 6 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部 改正（2件）	2
不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更	2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号**

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（平成28年鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和7年7月1日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

第1号のオ中「500円」を「1,000円」に改め、同号中カをキとし、同号のオ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号中オをカとし、同号のエ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第3号のア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号のイ中「1万円」を「2万円」に改める。

第4号のア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号のイ中「1万5,000円」を「2万円」に改める。

島根県選挙管理委員会告示第31号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（平成5年島根県選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和7年7月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

第1号のオ中「500円」を「1,000円」に改め、同号中カをキとし、同号のオ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号中オをカとし、同号のエ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第3号のア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号のイ中「1万円」を「2万円」に改める。

第4号のア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号のイ中「1万5,000円」を「2万円」に改める。

島根県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和7年7月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
救護施設泉の園	松江市矢田町472	施設の所在地	松江市矢田町534-4